

処分基準整理票

処分名	特別管理産業廃棄物収集・運搬業、処分業の許可取消し	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	(条項) 第14条の6において 準用する第14条の3 の2
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) 第14条の6において 準用する第14条の3 の2
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	

【処分基準】 ・ 文書の名称【 】

・掲載図書等【 】

・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 6 において準用する第 14 条の 3 の 2 に該当することを基準とする。なお、同条第 1 項第 5 号に規定する「情状が特に重いとき」とは次に掲げる行為をいう。

違反行為は罰則を記載した条文をもって記載	処分内容
無許可営業 (第25条第1項第1号)	許可の取消し
不正の手段による営業許可取得 (同項第2号)	
無許可事業範囲変更 (同項第3号)	
不正手段による事業範囲変更許可取得 (同項第4号)	
事業停止命令違反・措置命令違反 (同項第5号)	
委託基準違反 (同項第6号)	
名義貸しの禁止違反 (同項第7号)	
施設無許可設置 (同項第8号)	
不正手段による施設設置許可取得 (同項第9号)	
施設無許可変更 (同項第10号)	
不正手段による施設変更許可取得 (同項第11号)	
無確認輸出 (同項第12号)	
受託禁止違反 (同項第13号)	
不法投棄 (同項第14号)	
不法焼却 (同項第15号)	

違反行為は罰則を記載した条文をもって記載	処分内容
指定有害廃棄物の処理禁止違反 (同項第16号)	許可の取消し
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第25条第2項)	
委託基準違反、再委託禁止違反 (第26条第1号)	
施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 (同条第2号)	
施設無許可譲受け・無許可借受け (同条第3号)	
無許可輸入 (同条第4号)	
輸入許可条件違反 (同条第5号)	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (同条第6号)	
無確認輸出予備 (第27条)	

【根拠法令・基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはヘに該当するに至ったとき。

二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。

三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ニに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(準用)

第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

【参考法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十四条第一項

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第十四条第五項

都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十四条第六項

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（変更の許可等）

第十四条の二

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第五項及び第十一項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第十項及び第十一項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト）」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ）」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（事業の停止）

第十四条の三

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。